バス停留所標識料金案内シール作成等業務委託仕様書

1　委託名

バス停留所標識料金案内シール作成等業務委託

2　履行場所

局指定場所（市内バス停留所９５８か所 ※一部市外を含む。）

3　履行期限

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4　業務概要

本業務は、バス停留所標識に掲示している既設の料金案内シールを撤去し、新たな料金案内シールを作成及び掲示するとともに、お知らせの作成、掲示及び撤去を行うものである。

（１）料金案内シールのデータ作成及び製作（９５８枚）
（２）お知らせの作成（９５８枚）
（３）既設料金案内シールの撤去
（４）新規料金案内シール及びお知らせの掲示

5　作業対象

作業対象となる標識は次のとおりとする。

（１）二面式標識：　４３１基（ドライバーによる分解作業あり）
（２）照明付標識：　２４８基（六角棒レンチによる開閉作業あり）
（３）特殊型標識：　　９３基（ドライバーによる分解作業、六角棒レンチによる開閉作業等あり）
（４）他社管理標識：１８６基（ドライバーによる分解作業、六角棒レンチによる開閉作業等あり）

※合計９５８基　各停留所の詳細については、契約締結後に発注者が指示する。

6　業務内容

（１）料金案内シール及びお知らせの作成

ア　受注者は、発注者が提供する原稿データ及び指示に基づき、料金案内シール及びお知らせを作成すること。

イ　料金案内シールは、発注者が提示する完成イメージ及び指示内容に基づき作成し、製作前に発注者の承認を得ること。

ウ　お知らせは、発注者が提供するデータを基に受注者が作成するものとする。

エ　料金案内シール及びお知らせのデザインについては、参考資料を基に、発注者が別途指示する内容を反映して作成すること。

オ　料金案内シール及びお知らせの作成数量は、各９５８枚とする。

（２）料金案内シール及びお知らせの掲示

ア　既設白板の料金案内シールを取り外し、新たに作成した料金案内シールを掲示すること。

イ　料金案内シールは、再剥離両面テープを用いて白板へ確実に掲示すること。

ウ　お知らせは、標識の外側に掲示するため、掲示期間中（概ね２か月程度)、風雨等により剥離又は脱落することのないよう、テープ（養生テープ）を用いて確実に固定すること。

エ　お知らせは、新たに掲示した料金案内シールの内容が視認できないよう料金案内シール上に掲示すること。また、料金案内以外を妨げない位置に取り付けること。

オ　料金シールとお知らせの掲示時期については、発注者の指示に従うこと。

（３）その他

業務の実施に際し問題が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

7　材質及び仕様

（１）料金案内シール

ア　料金案内シールは、インクジェットメディアとすること。

イ　内照式標識に掲示した際に遮光せず、十分な視認性を確保できる材質（屋外長期塩ビメディア（片面糊）電飾用（UVC 片面ラミネート付き））とし、表面にＵＶカットラミネート加工を施したものとすること。

ウ　印刷方法は溶剤インクジェットによるフルカラー印刷とし、耐候性を有するものとすること。

（２）お知らせ

お知らせはＡ６判の紙媒体とし、両面ラミネート加工（パウチ加工）を施すこと。

8　作業計画

受注者は、契約後速やかに作業内容及び工程について発注者と協議を行うこと。また、業務期間中は、発注者の求めに応じて進捗状況を報告すること。

９　業務実施条件

（１）業務に必要な機材、工具、消耗品その他一切の費用は、受注者の負担とする。

（２）取り外した料金案内シール及びお知らせは、受注者の負担において関係法令に従い適正に処分すること。

（３）受注者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合は、受注者の責任及び負担において原状回復を行うこと。

（４）停留所ごとに標識の構造及び作業方法が異なるため、当該作業に必要な知識及び経験を有する者を配置すること。

（５）料金案内シールの作成内容又は掲示作業について不備が認められた場合は、受注者の負担により速やかに修正又は再施工すること。

（６）本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の履行上当然必要と認められる軽微な作業については、本業務に含むものとする。

１０　安全管理

（１）料金案内シールの交換作業は、バスの運行に支障を及ぼさないよう実施すること。

（２）業務の実施に当たっては、通行人及び通行車両の安全確保に十分配慮すること。

１１　契約不適合責任

受注者は、料金案内シールの掲示完了日から１２か月以内に、材料、製作又は施工に起因する不具合が発生した場合は、受注者の負担により速やかに補修又は再施工を行うこと。

１２　提出書類等

（１）受注者は、契約後速やかに委託業務着手届を提出すること。

（２）受注者は、作業前（停留所名が判別できるもの）及び作業後の写真を撮影し、完了報告書とともに提出すること。

（３）写真はカラーのデジタルデータとし、ＪＰＧ形式で電子媒体保存のうえ提出すること。

（４）提出方法その他詳細については、別途発注者が指示する。

１３　その他

本仕様書に定めのない事項又は本業務の履行に関し疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

別紙1

料金案内シール



（※カット枠：30mm×132mm）

お知らせ

市バス運賃改定のお知らせ

近年の物価高騰や人件費の増加などにより、市バスの経営環境は厳しさを増しています。
これからも市バス輸送サービスを安定的に提供していくため、
令和9年4月1日（木）から、乗車料金を改定します。

令和9年3月31日まで

普通運賃	
現金	220円（小児 110円）
ICカード	220円（小児 110円）

令和9年4月1日から

普通運賃	
現金	240円（小児 120円）
ICカード	240円（小児 120円）

詳しくは市バスHPをご覧ください。▶
川崎市バス



川崎市交通局

（※Ａ６判）